規　則

○国家公安委員会規則第十二号

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成三十年内閣府令第三十号）の施行に伴い、指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年六月十一日

国家公安委員会委員長　小此木八郎

指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則

指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成十年国家公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（教習方法の基準の細目） **第三条**　［1～7　略］ 8　府令第三十三条第五項第一号レ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 ［一～八　略］ **第四条**　前条に規定するもののほか、大型免許に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。 ［一～六　略］ 七　府令第三十三条第五項第一号レの規定により道路において行うこととされる教習は、府令別表第四の一の表において現に受けている免許の有無及び種類に応じ規定する応用走行の教習時間から三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）以上行うこと。 ［2～7　略］	（教習方法の基準の細目） **第三条**　［1～7　同上］ 8　府令第三十三条第五項第一号タ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 ［一～八　同上］ **第四条**　［同上］ ［一～六　同上］ 七　府令第三十三条第五項第一号タの規定により道路において行うこととされる教習は、府令別表第四の一の表において現に受けている免許の有無及び種類に応じ規定する応用走行の教習時間から三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）以上行うこと。 ［2～7　同上］
8　前条に規定するもののほか、大型第二種免許に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。 ［一～五　略］ 六　府令第三十三条第五項第一号レの規定により道路において行うこととされる教習は、府令別表第四の一の表において現に受けている免許の種類に応じ規定する応用走行の教習時間から三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）以上行うこと。 ［9・10　略］	8　［同上］ ［一～五　同上］ 六　府令第三十三条第五項第一号タの規定により道路において行うこととされる教習は、府令別表第四の一の表において現に受けている免許の種類に応じ規定する応用走行の教習時間から三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）以上行うこと。 ［9・10　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行の日から施行する。